

## 第四次長野市地域福祉計画の策定方針について

保健福祉部 福祉政策課  
地域包括ケア推進課

### 1 趣旨

平成28年度に策定した第三次長野市地域福祉計画（以下「第三次計画」という。）の計画期間が、令和3年度に終了する。平成30年4月に施行された改正社会福祉法の趣旨を踏まえ、様々な生活課題を抱える地域住民を地域全体で支える「**地域共生社会**」の実現を目指して、**行政、福祉関係者、地域団体、民間事業者等が協働して地域福祉活動に取り組む**ため、令和4年度を初年度とする第四次長野市地域福祉計画（以下「第四次計画」という。）の策定方針を次のように定める。

### 2 背景

#### (1) 地域共生社会の実現

平成29年2月、国は、「地域共生社会」の実現を目指した改革を進めていく方針を掲げ、社会福祉法を改正した。

具体的には、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など、対象者ごとの縦割りから脱却し、**分野・制度を超えた横断的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業<sup>1</sup>の推進並びに地域住民や地域の多様な主体が「受け手」だけでなく、「支え手」となり、我が事として自立や支え合いを推進する機運の醸成**等を求めている。

#### (2) 地域生活課題の複雑化・複合化

少子高齢化の進行、単身高齢世帯・高齢者のみ世帯及び共働き世帯の増加等により、**介護や見守り、子育ての支援がこれまで以上に必要**となる一方、核家族化、ひとり親世帯の増加、近所付き合いの希薄化などにより、**家庭及び地域の支援力が低下**している。

また、8050問題<sup>2</sup>、ダブルケア<sup>3</sup>など**個人や世帯単位で複数分野の課題を抱える**など、分野別に組み立てられた**縦割りの既存制度では、対応が難しいケースも顕在化**してきている。

なお、第三次計画においても、こうした背景を踏まえ、地域福祉を推進するための各主体の役割を明らかにすると共に、様々な取組を進めてきたところであるが、課題は更に深刻化している。

#### (3) 新たな社会的課題への対応（With/Afterコロナ）

新型コロナウイルス感染症拡大への対応により、新しい生活様式の実践が求められ、また、日常生活、社会システムが大きく変容した。外出自粛に起因するストレス等による家庭問題の増加や生活リズムの崩壊、地域活動やイベント等の開催制限、在宅勤務（テレワーク）やWEB会議の拡大などによる**人と人とのつながりの更なる希薄化・孤立の深まりなどが懸念される中、「社会的なつながり」を保つ方策の検討**が必要となっている。

#### (4) 地域で取り組む災害対応力の向上

令和元年東日本台風災害により、**地域コミュニティと地域の支え合いの重要性が再確認**された。**配慮を要する方への実効性のある避難行動支援の仕組みづくり**などが求められている。

<sup>1</sup> 重層的支援体制整備事業：断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業

<sup>2</sup> 8050問題：高齢化した親が引きこもりの中高年の子を支える家庭で、生活困窮と介護が同時に生じる問題

<sup>3</sup> ダブルケア：晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に担う問題

### 3 第三次計画の中間評価における主な課題

- (1) 福祉・保健に関する取組への地域団体等の負担感が大きい。
- (2) 地域福祉ワーカー（生活支援コーディネーター）の役割や位置付けが不明確である。
- (3) 地区役員を含め、地域福祉活動の担い手の確保に大変苦慮している。
- (4) 地域によって地域福祉活動の内容や推進体制に温度差がある。
- (5) 地域福祉ワーカーに対する市や市社協による支援が不十分である。
- (6) 支援が必要な人と地域とのつながりが希薄なため、孤立しがち、気付きにくい。
- (7) 住民から受けた相談内容について、適切につなぐ施設等が分からないことがある。
- (8) コロナ禍における住民参加の場や機会の確保が必要である。など

### 4 第四次計画の位置付け

- (1) 計画の位置付け

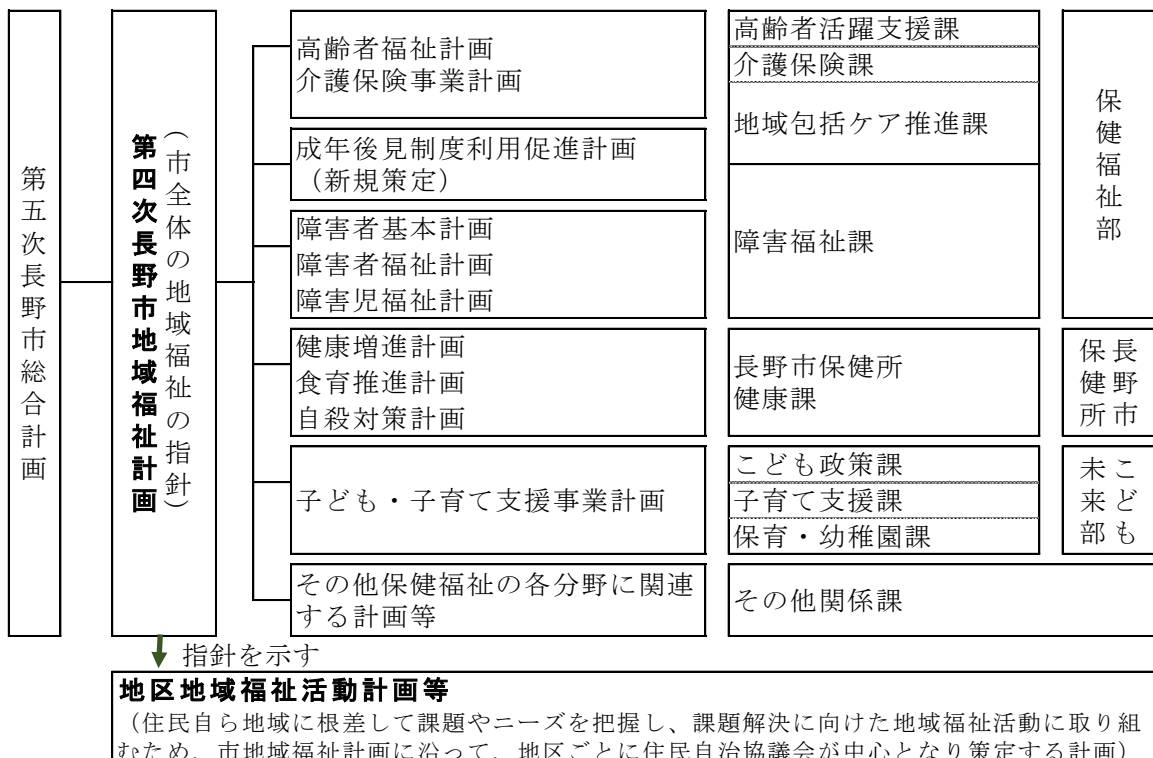
第五次長野市総合計画を上位計画とし、**社会福祉法第 107条の規定に基づく市町村地域福祉計画**として位置付ける。（市町村は努力義務）

- (2) 計画の性格

本市における高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など様々な保健福祉分野等の計画や施策に関し、共通的な事項を定めるとともに、分野別の個別計画に基づく福祉サービスだけでは十分に対応できない地域の課題について、行政と地域住民、関係機関等がその解決に向けて協働して取り組む地域福祉活動の方向性を示すもの。

- (3) 計画期間

令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）5年間



#### 【補足】

※住民自治協議会との協働に当たっては、長野市都市内分権基本方針（新規策定）との整合を図る。

※成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づく、成年後見制度利用促進計画（新規策定）等を第四次計画と一体的に策定する。

※市社協は、長野市社会福祉協議会総合計画（本市の地域福祉計画と今後の進むべき方向性を共有し、市社協が主体となり取り組む施策を具体化する計画）に基づき、地域福祉活動を推進する。

## 5 第四次計画に盛り込むべき基本的事項

(1) 地域共生社会の実現に向けて、方向性を示す施策

ア 多様な主体の連携・協働の推進

(ア) 包括な支援に向けた多様な主体とのネットワークの整備

(イ) 連携による支援の強化・充実

(ウ) 協働で取り組む災害対応力の向上

イ 持続可能な地域支え合いの体制づくり

(ア) 地域福祉の推進体制の再検討

(イ) 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる仕組みづくり

(ウ) 地域住民、住民自治協議会、市、市社協等の適切な役割分担の検討

ウ 地域力を高めるための人材の確保と育成

(ア) 地域支え合い活動推進の核となる人材の確保

(イ) 地域福祉活動の新たな担い手の確保に向けた意識の醸成

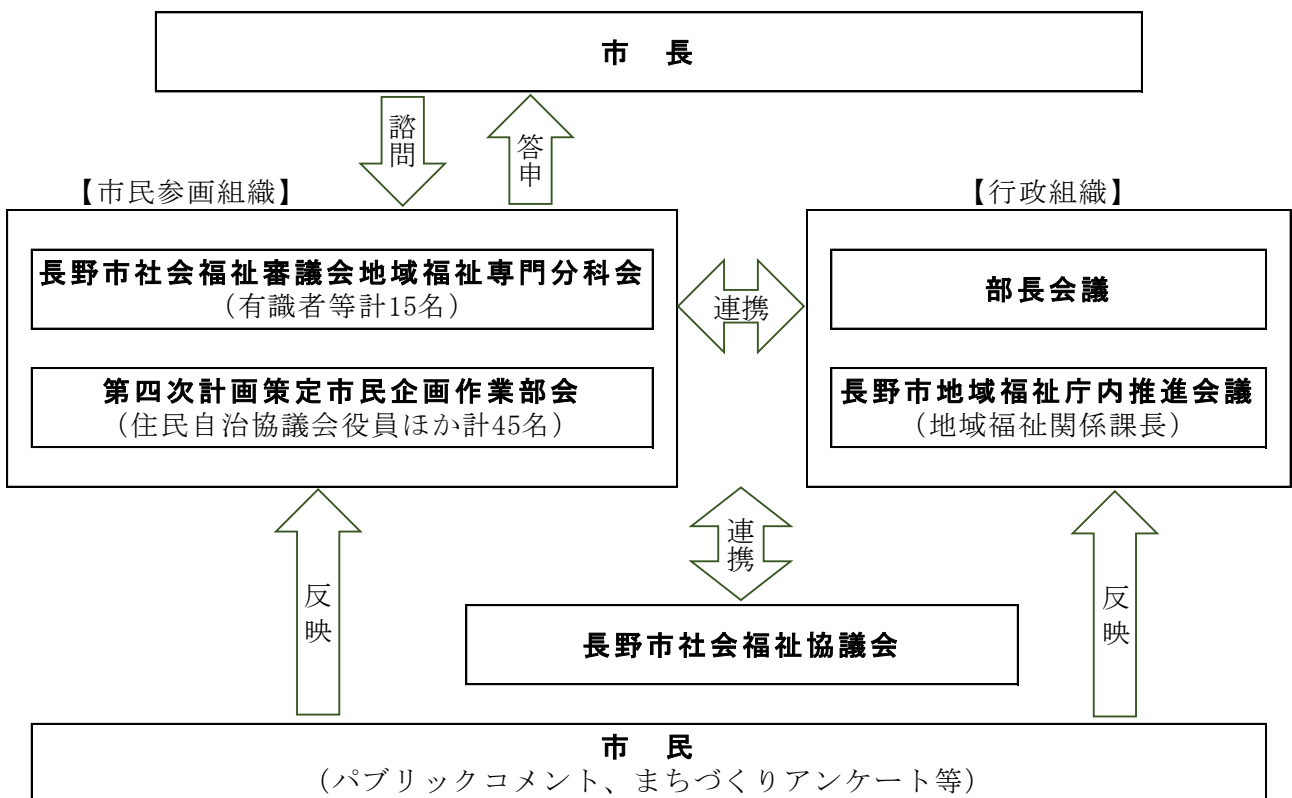
(2) (1)の取組を基盤とした個別施策の展開

成年後見制度利用促進や再犯防止の推進、重層的支援体制整備など、地域福祉に係る施策

(3) 新たな社会的な課題への対応 (With/Afterコロナ)

(4) 地域福祉活動の成果を示す評価指標、SDGsにおける関連項目等

## 6 策定体制(イメージ)



## 7 策定スケジュール(経過含む)

時 期	内 容
令和2年6月	長野市社会福祉審議会（第四次計画策定 諮問）
9月～ 12月	長野市地域福祉推進会議 長野市地域福祉庁内推進会議 長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 (第三次計画 中間評価)
令和3年2月	住民自治連絡評議会理事会（計画策定市民企画作業部会への参加依頼） 部長会議（第四次計画策定方針決定）
4月～ 10月	第四次計画策定市民企画作業部会 長野市地域福祉庁内推進会議 長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
11月	部長会議（計画素案決定、パブリックコメントの実施）、市議会政策説明会
12月	パブリックコメント（約1か月間）
令和4年2月	長野市社会福祉審議会（答申） 部長会議（パブリックコメント結果報告、計画決定）、市議会政策説明会
4月	第四次計画スタート

## 8 参 考

### 【第三次計画の施策体系】

目指す将来像	基本目標	基本施策	取組	
認め合い、一人ひとりの思いを大切に、暮らしを支え合っている、地域社会がいきいきと、	<b>基本目標1</b> 地域福祉を推進するための基盤をつくる	1-1 地域の課題を地域で解決するための取組の推進	1 地区地域福祉活動計画に基づく取り組みの推進 2 地区地域福祉活動計画及び計画に基づく取り組みの周知 3 地区地域福祉活動計画の検証・見直し 4 地域福祉ワーカーの設置	
		1-2 学び合い、共に育つ「福祉共育」の推進	1 「福祉共育」の充実 2 全市民的な啓発の実施 3 「福祉共育」の担い手への支援の強化	
		1-3 地域福祉を推進する担い手や資源の創出	1 多様な担い手の創出 2 地域の社会福祉法人、NPOや企業等の支え合い活動への参加の促進 3 地域福祉活動のリーダー等への支援の強化	
		1-4 地域福祉を推進する組織と場づくり	1 住民自治協議会への支援の強化 2 地域福祉推進拠点の整備・活用の推進	
	<b>基本目標2</b> 一人ひとりの思いをつなげ、様々な担い手が連携できる仕組みをつくる	2-1 支援する人が孤立しない仕組みづくり	1 民生・児童委員への支援の強化 2 困難ケースを連携して解決するための仕組みづくり 3 個人情報の取扱いに関する研修の充実	
		2-2 多様な人や組織が連携・協働する体制をつくる	1 地区内の連携・協働体制の充実 2 地区を越えた連携・協働体制の充実	
		<b>基本目標3</b> 一人ひとりの思いを受け止め、福祉サービスや支え合い活動を充実する	3-1 地域で見守り・地域で支える体制の充実	1 小地域単位での交流活動の推進 2 日常生活における見守り活動の推進 3 民間企業等との協力体制の確保
			3-2 どんな悩みも「受け止め」「つなぐ」相談体制の充実	1 利用しやすい相談情報の提供 2 「地域福祉よろず相談」体制の充実 3 総合相談体制の充実 4 生活困窮者への相談体制の充実
	3-3 誰もが安心して生活できる支え合い活動の充実		1 地域の福祉ニーズに応じた支え合い活動の推進 2 生活に困窮する人が利用できる場や活動の場の創出 3 避難行動要支援者への支援の充実	
	3-4 安心して福祉サービスを利用するための環境整備		1 福祉サービス従事者、支え合い活動の担い手の研修の推進 2 福祉サービスに関する情報公開の促進 3 福祉サービスを利用しやすい環境づくり（権利擁護の推進）	

※ 網掛けは、重点的な取組